

事 務 連 絡

令和4年6月9日

動物取扱業者 各位

倉敷市保健所生活衛生課長

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する
法律の一部の施行について（通知）

令和元年6月19日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」により新たに創設された、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着等の義務化等に関する規定及びその他の事項について、令和4年6月1日から施行されましたので、その概要をお知らせいたします。

また、令和3年6月16日に既にご案内したのですが、前回法施行内容で令和4年6月1日以降に施行される内容についても再度のお知らせをいたしますので、今一度ご確認ください。

記

1 犬猫等販売業者におけるマイクロチップの装着・登録について

犬猫等販売業者は、令和4年6月1日以降は、次項（2）のいずれか早い方の日までに、取得した犬又は猫（繁殖犬猫や生まれて販売予定の犬猫等）にマイクロチップを装着しなければなりません（法第39条の2第1項）。また、マイクロチップを装着した犬猫は、マイクロチップを装着した日から30日を経過する日までに、環境大臣の登録を受けなければなりません（法第39条の5第1項）。なお、装着・登録を行っていない犬猫は販売できないことに加え、犬猫等販売業者がマイクロチップ装着等の義務違反をした場合には、登録の取り消しや業務の停止などの処分が科せられます。

また、装着されたマイクロチップ情報は専用の読取器で確認する等、確実に新たな所有者へ伝わるように細心の注意を払うとともに、新たな所有者が確実に変更登録を行うことができるよう十分な説明を行ってください。

（1）マイクロチップの装着について

①マイクロチップを装着できる者は獣医師及び愛玩動物看護師です。なお、愛玩動物看護

師については診療の補助として獣医師の指示の下に行われる場合のみ装着することができます。

②マイクロチップの基準は国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号です。

③マイクロチップを装着できないやむを得ない事由は、犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること及びマイクロチップを装着することにより取得した犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合です。

④マイクロチップを取り外すことができるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合です。

(2) マイクロチップ装着の時期

①犬又は猫を譲渡、販売する際は、その日まで。

②譲り受けたり、購入したり、産まれたりして犬又は猫を取得した場合は、その日から 30 日を経過する日まで。ただし、その犬又は猫が生後 90 日以内の場合は、生後 90 日を経過した日から 30 日を経過する日まで。

(3) マイクロチップの登録の時期

①マイクロチップを装着した日から 30 日を経過する日（その日までに犬又は猫の譲渡しをする場合は、その譲渡しの日）まで

②マイクロチップ装着済みだが、環境大臣の登録を受けていない犬猫を取得した犬猫等販売業者は、取得した日から 30 日を経過する日（その日までに犬又は猫の譲渡しをする場合は、その譲渡しの日）まで

(4) マイクロチップ装着と登録のながれ

①ブリーダーの場合（繁殖あり）

犬猫を繁殖 → 装着・登録 → 譲り渡し

②ペットショップの場合（繁殖なし）

犬猫を仕入れ → 変更登録（取得した日から 30 日以内又は販売までに） → 譲り渡し

2 マイクロチップの変更・死亡の届出について

所有者の変更や、犬猫の死亡があった場合にも、届け出が必要です。（法第 39 条の 6 第 1 項、施行規則第 21 条の 10 第 1 項）

なお、登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしな

ければなりません。（法第39条の5第9項）

①犬猫の所有者が変わった場合

取得した日から30日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに環境省に変更申請が必要です。

- ・犬猫等販売業者から一般の飼い主に譲り渡した場合は、新たな飼い主が変更申請します。
- ・犬猫等販売業者から業者へマイクロチップ入りの犬を譲り渡した時→ 業者が変更申請します。

②犬猫が死亡した場合

遅滞なく環境省に届け出る必要があります。

3 その他、マイクロチップに関する規定について

（1）令和4年6月1日に、現に所有する犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）について、販売業者は当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けるよう努めなければなりません。（改正省令附則第4条）

（2）マイクロチップの登録を受けようとする者が動物取扱業者である場合、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の別やその業種を申請時に記載してください。また、第一種動物取扱業者の場合は、第一種業種別登録番号を記載してください。（新施行規則第21条の7第2項第13～15号）

（3）マイクロチップの登録を受けようとする犬又は猫の親の雌犬又は雌猫にマイクロチップが装着されている場合は、当該親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号を記載してください。（新施行規則第21条の7第2項第16号）

4 記録についての新しい規定について

販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあつては、基準省令第2条第6号ハに掲げる動物の繁殖の実施状況について記録した台帳の写しと併せて譲り渡してください。（新基準省令第2条第6号ニ）

5 犬猫に関する通知済みの内容（令和4年6月1日以降の施行内容）

次の事項については、既に施行済みもしくは、段階施行中です。今一度確認し法令遵守してください。

（1）飼養施設に備える設備の規模に関する事項

既存登録事業者においても、犬猫のケージ等の基準が令和4年6月1日より完全施行されました。

（2）従業者の員数に関する事項

第一種動物取扱業にかかる従業員1人あたりの犬猫の飼養保管頭数の上限が設けられ、令和6年6月1日の完全施行に向けて段階的に適用されます。

施行日	犬（うち繁殖犬）	猫（うち繁殖猫）
令和4年6月1日	30頭（25頭）	40頭（35頭）
令和5年6月1日	25頭（20頭）	35頭（30頭）
令和6年6月1日	20頭（15頭）	30頭（25頭）

※第二種動物取扱業者は上記表より1年ずつ遅れての施行となります。（令和5年から段階的に施行し、令和7年6月1日から完全施行）

（3）健康診断（既施行済）

1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存してください。

（4）交配年齢及び出産回数に係る規定（令和4年6月1日から施行）

犬：雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下（ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。）

猫：雌の交配時の年齢は6歳以下（ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。）

（5）犬猫の交配・出産に係る記録等について（既施行済）

- ・交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記録し、5年間保管すること。
- ・繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。
- ・帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び

今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。

※この文書は第一種及び第二種動物取扱業にかかる登録事業者様あてに送付しております。

複数の施設を登録されている場合はお手数ですが、各施設との情報共有等よろしくお願いいたします。

※犬と猫のマイクロチップ情報登録サイトや、動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針について、より具体的な内容は下記のホームページ等をご確認ください。



↑ 指定登録機関 HP

犬と猫のマイクロチップ情報登録
サイト



↑ 環境省 HP

動物取扱業における犬猫の飼養管理基
準の解釈と運用指針（PDF）

問い合わせ：倉敷市保健所 生活衛生課 動物管理係

電話番号：086-434-9829

メールアドレス：anmlhlt@city.kurashiki.okayama.jp